

山口県日本海海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
定第1号	山口県漁業協同組合	山口県萩市大字江崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市大字江崎名島北端 点イ Aから 304 度 16 分 275 メートルの点 ロ Aから 342 度 27 分 1144 メートルの点 ハ Aから 318 度 55 分 1449 メートルの点 ニ Aから 310 度 40 分 1256 メートルの点 ホ Aから 294 度 39 分 771 メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第2号	株式会社宇田郷定置網	山口県阿武郡阿武町大字惣郷地先	次のA、イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町赤島頂上 点イ Aから 302 度 40 分 1155 メートルの点 ロ Aから 273 度 43 分 1257 メートルの点 ハ Aから 216 度 580 メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第3号	株式会社宇田郷定置網	山口県阿武郡阿武町大字宇田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 阿武郡阿武町宇田郷港今浦防波堤灯台基部 点イ Aから 278 度 29 分 711 メートルの点 ロ Aから 303 度 14 分 2014 メートルの点 ハ Aから 279 度 27 分 2431 メートルの点 ニ Aから 271 度 43 分 1864 メートルの点 ホ Aから 253 度 37 分 1623 メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第4号	山口県漁業協同組合	山口県萩市鶴山地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市大井鶴山岬高代北端 B 萩市大井鶴山岬棚礎北端 点イ Aから 297 度 52 分 435 メートルの点 ロ Aから 321 度 4 6 分 641 メートルの点 ハ Aから 32 度 33 分 631 メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第5号	山口県漁業協同組合	山口県萩市大島字名切地先	次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市大島字名切亀石頂上 B 萩市大島北東端 点イ Aから 90 度 720 メートルの点 ロ Aから 43 度 14 分 906 メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第6号	山口県漁業協同組合	山口県萩市大字椿東越ヶ浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市大字椿東越ヶ浜笠山磯笠山出東端 B 萩市大字椿東笠山磯垣網瀬頂上から 230 度 60 メートルの点に設置した標識 点イ Aから 147 度 50 分 105 メートルの点 ロ Aから 44 度 23 分 1038 メートルの点 ハ Bから 16 度 20 分 1111 メートルの点 ニ Bから 12 度 11 分 880 メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第7号	山口県漁業協同組合	山口県萩市鯖島地先	次のA、イ、ロ、ハ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに次のニ、ホ、ヘ、ト、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 萩市鯖島東端 B 萩市鯖島ビシャゴ瀬頂上 C 萩市鯖島平瀬頂上 点イ Aから 83 度 25 分 535 メートルの点 ロ Aから 76 度 18 分 720 メートルの点 ハ Bから 62 度 2 分 520 メートルの点 ニ Cから 149 度 400 メートルの点 ホ Aから 162 度 10 分 1073 メートルの点 ヘ Aから 160 度 17 分 1072 メートルの点 ト Cから 144 度 400 メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	漁場の区域のニ、ホ、ヘ、ト、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の垣網の敷設期間は、10月1日から翌年3月31日までとし、上面は、最大高潮時において水面下3メートル以上にななければならない。

定第8号	通定置株式会社	山口県長門市通字南堂地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 長門市通字南堂熊ヶ鼻東端に設置した標識 点イ Aから169度10分219メートルの点 ロ Aから87度30分1030メートルの点 ハ Aから55度16分1049メートルの点 ニ Aから26度20分93メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第9号	山口県漁業協同組合	山口県下関市蓋井島深川地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市蓋井島深川東端に設置した標柱 点イ Aから340度300メートルの点 ロ Aから25度424メートルの点 ハ Aから115度424メートルの点 ニ Aから160度300メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—